

湖南省文化芸術振興計画

令和 7 年（2025 年）3 月

湖南省

目次

第1章 計画の策定にあたって ······	1
1. 計画策定の趣旨 ······	1
2. 計画の位置づけ ······	1
3. 計画期間 ······	2
4. 計画で対象とする文化芸術の範囲 ······	2
第2章 文化芸術をとりまく状況 ······	3
1. 国・滋賀県の動向 ······	3
2. 湖南市の状況と課題 ······	5
第3章 計画の基本的な考え方 ······	10
1. 基本理念 ······	10
2. 基本目標 ······	10
3. SDGs（持続可能な開発目標）の観点 ······	11
第4章 文化振興のための基本施策 ······	12
【基本目標1】	
市民の誰もが文化芸術に親しむことができる場づくり ······	12
【基本目標2】	
文化芸術を支え・育む人づくり ······	13
【基本目標3】	
文化芸術を活かしたまちづくり ······	15
第5章 計画の推進に向けて ······	17
1. 各主体の役割 ······	17
2. 推進体制 ······	17
3. 進捗管理 ······	18

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「湖南市市民憲章」では、まちづくりの理念のひとつとして「ゆたかな歴史を重んじ香り高い文化のまちをつくります。」と掲げています。また、「湖南市総合計画」では、まちづくりの目標のひとつとして「いきいきとした暮らしをつくろう～誇りとなる市民文化を創造するまちづくり～」を掲げ、「香り高い歴史文化を守るとともに、文化芸術等の面で新たな湖南市の特色ある市民文化を育て、これらによって、誰もがいきいきと暮らすまちをめざします。」としています。現在は、「第二次湖南市総合計画後期基本計画」に基づき、文化芸術活動への支援や新たな文化芸術の振興を推進しています。

また、「湖南市教育振興プラン」では、家庭や地域、学校が連携し、湖南市の未来を担う子どもたち自身の育つ力を信じ、夢と志を育てながら自ら未来を切り拓く「生きる力」を育む環境と、地域の自然・文化・伝統行事などを次世代に伝承し、発展させるため、地域との協働を基軸とした教育を推進するため、生涯学習の仕組みづくりに取り組んでいます。文化芸術の振興は、その実現に向けた取組の一端を担うものと考えています。

本市では令和4年4月からは、文化財保護行政と文化スポーツ行政を教育委員会から市長部局に移管するとともに、令和5年4月からは、文化ホールを指定管理から市の直営としました。そして、これから文化施策を進めていくにあたり、「湖南市文化芸術振興計画」を策定するものです。本計画では、今後5年間に推進すべき文化振興の方向性、施策の体系や具体的な事業内容等について総合的に定め取組を進めています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国における文化芸術基本法第7条の2に基づく地方文化芸術推進基本計画として、国の「文化芸術推進基本計画」及び、「滋賀県文化振興基本方針」を踏まえながら、「湖南市総合計画」に基づき、文化施策の実現を図るための基本計画、実施計画として位置づけます。

また、本市の関連する計画との整合や連携を図るとともに、文化団体などの取組や持続可能な開発目標（S D G s）¹などの関係性も考慮した計画とします。

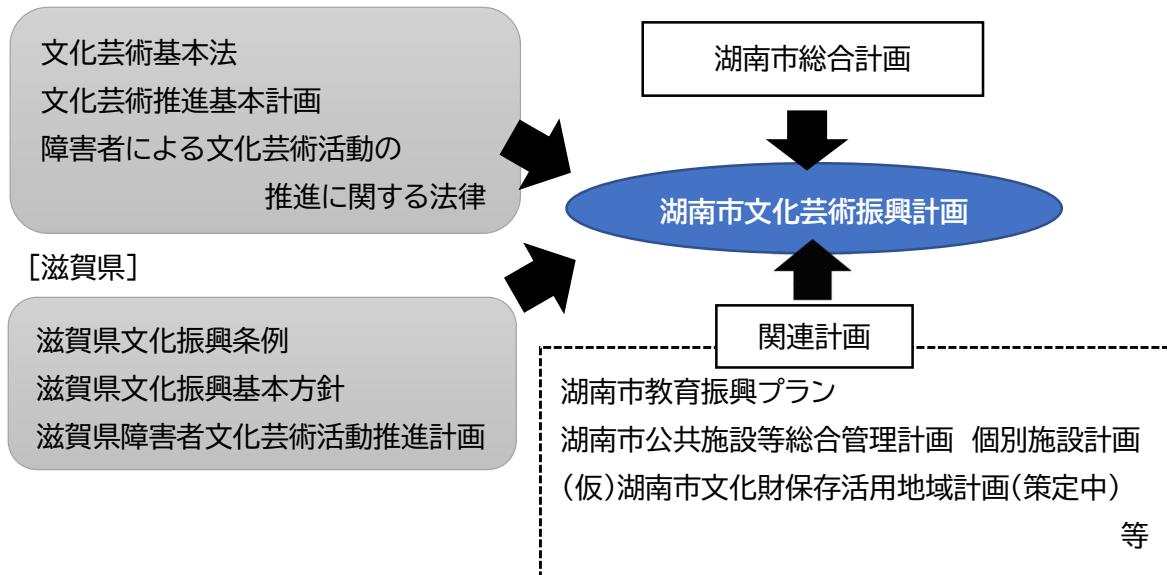
（参照：2ページ 図1）

¹ 持続可能な開発目標（S D G s）…11ページの「3. S D G s（持続可能な開発目標）の観点」を参照。

(図1)

[国]

[湖南市]



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。なお、本計画は施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを実施します。

4. 計画で対象とする文化芸術の範囲

本計画では、文化芸術基本法を踏まえ、次の分野を対象とします。なお、今後の社会の変化を考慮し、これらの枠にとらわれることなく、新たに創造される分野にも注視しながら配慮していきます。

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、デザイン、建築その他の芸術（メディア芸術を除く。）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータなどの電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
生活文化等	生活文化（茶道、華道、書道、食文化、ファッショントリビュートその他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）、出版物及びレコード等
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）

第2章 文化芸術をとりまく状況

1. 国・滋賀県の動向

(1) 国の動向

国では、平成 13 年（2001 年）12 月に文化芸術全般にわたる基本的な法律である「文化芸術振興基本法」を施行し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進が図られてきましたが、少子高齢化や急速なグローバル化、情報技術の進展等、社会状況が著しく変化する中で、平成 29 年（2017 年）6 月に文化芸術振興基本法の一部を改正し、「文化芸術基本法」が施行されました。この改正により、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育等の各関連分野の施策とも連携を図ることや、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用するとの方針が示されました。そして、年齢、障がいの有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず、等しく文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備を図ること等、基本理念も一部改められました。

また、文化芸術基本法において、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めなければならないとされている基本的な計画として、平成 30 年（2018 年）3 月に「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」（平成 30 年度～令和 4 年度）、令和 5 年（2023 年）3 月に第 2 期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）を策定しました。第 2 期計画では、第 1 期計画期間中における文化芸術をめぐる動向を振り返るとともに、特に、第 1 期計画期間中の特筆すべき出来事であった新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が文化芸術に与えた影響をはじめ、様々な社会状況の変化を洗い出し、今後の文化芸術政策が目指すべき姿（表 1）を定めています。

一方、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的に、平成 30 年（2018 年）6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。基本理念には、障がいの有無にかかわらず、文化芸術を創造・享受できることや、障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造支援を強化すること、地域で障がい者の文化芸術活動を促進することで障がい者だけでなく住民全体が心豊かに暮らせる地域社会を実現すること等が掲げられています。

このように、国においては、文化芸術を重要な政策として位置づけ、文化芸術政策を積極的に推進しています。

（表1）

【文化芸術推進基本計画（第2期） 中長期目標（今後の文化芸術政策の目指すべき姿）】

中長期目標① 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す。

中長期目標② 創造的で活力ある社会の形成

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーション²が生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていることを目指す。

中長期目標③ 心豊かで多様性のある社会の形成

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることを目指す。

中長期目標④ 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォーム³が全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成されていることを目指す。

(2)滋賀県の動向

滋賀県では、国の文化芸術振興基本法を受けて、平成21年（2009年）7月に文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するため、「滋賀県文化振興条例」が施行されました。以降、文化の振興に関する総合的かつ長期的な目標や文化振興施策の方向性などを示した「滋賀県文化振興基本方針」を策定しています。

第1次基本方針（平成23年度～平成27年度）、第2次基本方針（平成28年度～令和2年度）を経て、現在は、令和3年（2021年）3月に策定した第3次基本方針（令和3年度～令和7年度）により、取組を推進しています。

また、令和2年（2020年）4月には、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく、「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」を策定し、アール・ブリュット⁴の推進などを通じて、障がいの有無に関わらず誰もがともに、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現を目指しています。そのほか、令和2年（2020年）3月に「滋賀県文化財保存活用大綱」の策定や、令和2年（2020年）4月に文化財保護行政を知事部局へ移管し、文化行政を一元化するなどの動きがあります。さらに、令和2年（2020年）の琵琶湖博物館や、令和3年（2021年）の県立美術館におけるリニューアルオープンなど、県民の文化芸術等への体験機会の充実が進められています。

² イノベーション…新技術の発明や新規のアイデア等から、新しい価値を創造し、社会的变化をもたらす幅広い変革のこと。

³ プラットフォーム…関係機関等の対等な立場での連携・協働を可能とする枠組み。

⁴ アール・ブリュット…『生（き）の芸術』という意味。文化的な伝統や流行、教育等にとらわれず、つくり手の内面から沸きあがる衝動のままに表現された、純粋で無垢な芸術作品を指す。

2. 湖南市の状況と課題

(1)概況

本市は滋賀県南部に位置し、大阪、名古屋から 100km 圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点にあります。南端に阿星山系を、北端に岩根山系を望み、これらの丘陵地に囲まれて、地域の中央を野洲川が流れています。野洲川付近一帯に平野が開け、水と緑に囲まれた自然環境に恵まれた地域です。地形は、平地、丘陵、山林に分かれ、特に山林が全土地面積の 5 割強を占めています。

(2)発展の経緯

本市は、古くは近江と伊勢を結ぶ伊勢参宮街道として栄え、江戸時代には東海道五十三次の 51 番目の石部宿が置かれ、街道を中心とした産業や文化が栄えました。また、市内には「湖南三山」と称され、それぞれ国宝の建造物を有する長寿寺、常楽寺、善水寺のほか、由諸ある社寺が点在しているとともに、天然記念物の平松のウツクシマツ自生地やステゴドンゾウの足跡化石が出土するなど歴史文化・自然遺産が豊富です。

また、名神高速道路の開通に伴い、栗東及び竜王インターチェンジに近接する有利な立地条件を利用して県内最大の湖南工業団地が造成され、ものづくり産業が集積しています。さらに、本市の東西には、国道 1 号並びに県道 4 号、JR 草津線が横断しており、鉄道に関しては石部駅・甲西駅・三雲駅の 3 駅が設置され、京阪神都市圏への通勤通学の利便性の高まりにより、ベッドタウンとしての住宅地開発が進みました。近年では、栗東湖南インターチェンジ、国道 1 号（バイパス）等による広域交通の整備によりさらに利便性が向上しています。

一方で、本市は、平成 18 年(2006 年)6 月に、障がい者の自立及び障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的として、「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南市条例」を制定しました。そして、「発達支援システム⁵」の構築や、「障がい者就労情報センター⁶」を庁舎内に設置するなど、全国的にも先駆けた取組を進めており、福祉のまちづくりの実現を目指しています。

⁵ 発達支援システム…支援の必要な人に対し、乳幼児期から学齢期、就労期まで、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の横の連携による支援と、個別の指導計画による縦の連携による支援を提供するシステム。

⁶ 障がい者就労情報センター…障がい者の就職や職場の定着にあたって、企業と障がい者就労支援事業所との橋渡しを担うところ。「顔の見える」身近な地域との情報拠点であり、市民や企業(事業主)、ハローワークと連絡調整等を一体的に行う就労支援サービス。

(3)本市の人口の推移(表2)

本市の総人口の推移をみると、平成 26 年に 54,972 人だったのが、令和 6 年には 53,999 人となっており、この 10 年間で 1.8% 減少しています。また、年齢 3 区別人口の推移を構成比でみると、年少人口（15 歳未満）は減少し、老人人口（65 歳以上）は増加しており、本市においても少子高齢化が着実に進んでいます。人口減少や少子高齢化による人口構成の変化は、コミュニティの衰退、後継者不足、活動の硬直化など市民活動によって支えられてきた文化芸術活動の基盤の脆弱化につながることが懸念されています。

一方、本市の総人口が減少する中、外国人人口は年々増加しており、平成 26 年に 2,151 人だったのが、令和 6 年には 3,922 人となっています。総人口に対する割合も平成 26 年には 3.9% だったのが、令和 6 年には 7.3% に大きく増えており県内で最も高くなっています。このように、日常的に異文化に触れられる環境にあることは本市の大きな財産でもあります。そのような中、本市では文化や言葉の違う人々が、お互いの良さを認め合い、生かし合い、一緒に活動することで、誰もが暮らしやすい新しい文化を生み出すまちづくりを目指しています。

(表2)
本市の人口の推移

項目	区分	平成 26 年 (10 年前)	令和元年	令和5年	令和6年
人口 (人)	総人口	54,972	55,273	54,437	53,999
	(内外国人)	2,151	3,321	3,779	3,922
	老人人口 (65 歳以上)	10,946	13,160	14,164	14,244
	生産年齢人口 (15~64 歳)	36,166	34,667	33,411	33,085
	年少人口 (15 歳未満)	7,860	7,446	6,862	6,670
割合 (%)	対総人口 外国人人口	3.9	6.0	6.9	7.3
	老人人口 (65 歳以上)	19.9	23.8	26.0	26.4
	生産年齢人口 (15~64 歳)	65.8	62.7	61.4	61.3
	年少人口 (15 歳未満)	14.3	13.5	12.6	12.4

資料：住民基本台帳（平成 26 年・令和元年：10 月 1 日現在、
令和 5 年・令和 6 年：9 月 30 日現在）

(4)文化環境

本市は、江戸時代以前の昔から現代に至るまで、常に交通の要衝として発展し続け、さらに比較的温暖な気候や野洲川を中心を開けた平野に恵まれたこと也有って、様々な産業と文化が育まれるとともに、豊かな居住環境が提供されてきました。そのような中で、本市は古くからの地域社会の伝統を残しながらも、県外やさらには外国からの転入者も多く、伝統文化と現代文化や異文化などが融合し、お互いに尊重し合う豊かな文化の土壤を形成してきました。

(5)文化芸術活動における現状と課題

「第三次湖南市総合計画策定」に関する市民意向調査（令和6年（2024年）9月）では、「湖南市の住みごこち」について、「住みやすい」「どちらかというと住みやすい」と回答した人は 62.4%で、そのうち住みやすいと思う理由として「文化芸術活動が充実しているから」と回答した人は 1.4%で、全 13 項目中最下位となっています。また、「湖南市がこれから進めていくまちづくりの方針として重要と思う項目」として「文化芸術活動の振興」と回答した人は 0.8%で、全 36 項目中最下位となっています。市民に文化芸術活動や文化振興の意識が浸透しているとは言えない状況です。

一方で、「まちづくりで自分が参加できること」として、「文化・芸術活動の指導・支援活動」と回答した人は 5.7%となっており、文化振興に関わりたい人は一定数おられます。しかし、市民の文化・芸術活動の向上を目的とする湖南市文化協会の会員団体は、メンバーの高齢化などを理由に、この 10 年で 39 団体から 23 団体に減少しています。この流れは、一般の文化芸術団体等も同様で、メンバーの高齢化や固定化で活動が難しくなっています。特に、コロナ禍を経て、生活様式の多様化や社会情勢の変化が一気に進んだことで、この問題は一層深刻化しています。市の文化祭や美術展においても、市民が主体となって事業運営を行う形式をとっていますが、近年は人員の確保に苦慮する状況となっています。

前述の市民意向調査では、中学生や高校生を対象にした調査も行っています。「あなたは湖南市がどんなまちになったらいいと思いますか」という設問に対し、「学習、文化活動やスポーツのさかんなまち」と回答した中学生は 11.7%、高校生は 13.5%となっており、中学生は全 18 項目中 7 番目、高校生は 5 番目となっています。若者が興味を持つ文化体験の場が求められています。文化ホールで令和 5 年度に実施した子ども向けのイベントは映画鑑賞、人形劇、オペラの 3 事業です。今後も子どもや若者が文化活動の楽しさを知り、興味を持つことができるような場を提供していく必要があります。

なお、令和 2 年（2020 年）にもたらされた新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本市においても、さまざまな文化芸術イベントの中止や開催規模の縮小、文化施設の休館や利用制限により文化芸術の鑑賞や活動の機会が著しく減少し、文化芸術の

分野は大きな影響を受けました。しかし、コロナ禍においても市民が実行委員となり、感染症防止対策を講じながら文化祭や美術展などが開催され、文化芸術の灯が消えることはありませんでした。また、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行されると、文化ホールでの市主催事業は盛況となり、令和5年度の入場率の平均は75%を超え、文化芸術を望む市民の熱を感じました。そうしたことから、文化芸術は人々に感動や安らぎを与え、心の支えとなり人と人とがつながるきっかけとなるなど、文化芸術が果たす役割の重要性が改めて認識されることになりました。

このような本市をとりまいている様々な状況と現状から、本市の課題を次のとおり整理しました。

課題① 拠点・環境の整備

文化振興を進めていくには、年齢や障がいの有無や国籍等に関わらず、市民の誰もが様々な文化芸術に親しむ機会があることが重要ですが、市民の文化芸術への意識は低く、文化芸術団体も減少しています。市民の意識高揚と文化芸術団体の活性化を図るために、文化施設だけでなく、まちの様々な場所で誰もが文化芸術に触れることができるよう、様々な機会の提供や市民の自発的な文化芸術活動に対する支援等を行う必要があります。

また、文化振興の拠点となる既存文化施設の老朽化が進んでいます。誰もが安心して利用できる施設への整備が求められています。老朽化に対応しつつ、機能拡充を図る必要があります。

課題② 人材育成

本市においても少子高齢化が進んでおり、年少人口が減少傾向にあることから、今後、文化活動の担い手や支え手が不足していくことは大きな課題です。これまでつながってきた本市の文化芸術の人材を維持し、強化していくと同時に、若手芸術家の支援や新しい文化芸術分野（アニメ、漫画、ストリートダンス等）を取り入れ、人材の幅を広げていく必要があります。

未来を担う子どもたちをはじめ、幅広い人材育成のために、学校教育との連携やアウトリーチ事業⁷を強化していく必要があります。また、市民が主体となって事業を運営する場を設けることで、今後の文化活動を担い、支える人材の育成につなげていく必要があります。

⁷ アウトリーチ事業…ホールなどの会場にとらわれず、普段文化芸術に接する機会の少ない人の元に出向き、文化芸術活動を行うこと。

課題③ 情報発信・他分野との連携

より多くの市民に文化芸術に触れる機会をつくるために、文化振興に関わる様々な情報を収集し、発信する必要があります。広報やホームページといった、これまでの情報媒体だけでなく、スマートフォンの普及によりどこでも情報を受け取れる環境があります。SNS⁸等のツールの積極的な活用が必要です。

また、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、様々な分野と連携していくことで、より魅力あるまちづくりにつながります。

⁸ SNS…Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画全体に通底するテーマである基本理念を以下のとおり定め、文化芸術振興施策を推進していきます。

文化芸術の力で心豊かにつながるまち 湖南

文化芸術は、人がよりよく生きる力の源であり、人の心を豊かに潤します。そして、文化芸術を通して、ひとりひとりの考え方や感じ方が受け入れられ、つながりが生まれることで、持続性のある豊かな社会が形成されます。

本市の文化芸術を盛り上げ、未来へ継承し、発展に導く中心となるのは市民です。本市は、年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、市民の誰もが文化芸術を自由に創造し、享受することを目指します。また、ひとりひとりの多様性を尊重し、対等につながり合うことで、様々な価値を持った創造的な活動を育んでいきます。

2. 基本目標

【基本目標1】

市民の誰もが文化芸術に親しむことができる場づくり

文化芸術は、感性やコミュニケーション力、寛容性、自己肯定感、生きる力などを育むことにおいて大きな役割を果たすといわれており、心豊かな人づくりに関わる分野であるといえます。心の豊かさは、人々の心のつながりを強め、豊かで多様性と活力のあるまちづくりにもつながります。

本市は、年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、市民の誰もが文化芸術の鑑賞や文化活動に参加できるような機会を創出し、文化芸術に親しむ基盤をつくります。

【基本目標2】

文化芸術を支え・育む人づくり

文化芸術は、これまで多くの人が創造し、長い年月をかけて継承し、私たちの日常生活に彩りと潤いをもたらしただけでなく、次の世代の新たな創造の基盤となります。

本市は、将来の文化芸術振興の担い手や支え手、継承者を育成し、支援するとともに、地域のアーティストや団体など、人材ネットワークの形成に努めます。

また、未来を担う子どもの豊かな人間形成につなげるため、文化芸術を体験できる機会を地域や学校などと連携しながら創出していくます。

【基本目標3】

文化芸術を活かしたまちづくり

文化芸術には、共感を通じて人と人をつなぐ力があります。また、文化芸術によって生み出される価値を観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育等、様々な分野と連携することで、新たな需要や付加価値を生み出す力があります。

本市は、文化芸術に関する情報を積極的に発信し、より多くの市民が文化芸術の力を享受するきっかけをつくります。そして、多様な人材や団体、関係機関が連携、協働することで、地域の魅力向上、活性化につなげます。

3. SDGs(持続可能な開発目標)の観点

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、「2030年」を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本市は、令和2年(2020年)7月に「SDGs未来都市」として内閣総理大臣から認定を受けており、文化芸術の分野においても、持続可能な社会の実現を目指します。

特に、本計画は、次の3つのゴールと強い関連性を持つことから計画推進の目標の一部を共有するものとして位置づけます。

4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する ターゲット4.7 文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	10 人や国の不平等をなくそう 各国内や各国間の不平等を是正する ターゲット10.2 年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する ターゲット17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
---	--	---

第4章 文化振興のための基本施策

【基本目標1】

市民の誰もが文化芸術に親しむことができる場づくり



施策(1)市民の誰もが文化芸術に親しめる場を提供する

方向性：年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、市民の誰もが気軽に、文化芸術に親しみ、心の豊かさや潤いをもてるよう、鑑賞や参加などの機会を充実させます。

主な取組① 鑑賞機会の確保・促進

- 多様で魅力ある鑑賞機会を提供する。

【取組例】多様な文化ホール事業（クラシックコンサート、親子コンサート、ロビーコンサート、映画鑑賞、お笑い、人形劇等）

- 学校や地域等へのアウトリーチ事業を推進する。

【取組例】まちかどコンサート、アール・ブリュット展（庁舎、図書館等公共施設）

- 市民参加型の文化芸術イベントを推進する。

【取組例】美術展、文化祭、早春コンサート等

主な取組② 市民参加の促進

- 市民参加型の文化芸術イベントを推進する。

【取組例】美術展、文化祭、早春コンサート等

- 本市にゆかりのある芸術家の活躍の場を創出する。

【取組例】美術展、若手芸術家の凱旋コンサート、地元芸術家との連携コンサート、アール・ブリュット展（庁舎、図書館等公共施設）

- 文化施設等の貸館事業を推進する。

【取組例】文化ホールの貸館事業、まちづくりセンターの貸館事業

施策(2)利用しやすく、安心安全な文化施設を整備する

方向性：本市には2つの文化ホールがありますが、いずれも建築から40年近く経っており、老朽化が進んでいます。本市の将来を見据え、持続可能で市民の誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに対応した文化施設の整備を推進します。

主な取組 文化施設の整備

- ・ 「湖南市公共施設等総合管理計画 個別施設計画」に基づき、施設整備を推進する。

【取組例】改修基本計画の策定、施設改修の実施

【成果指標】	令和元年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
文化ホールの年間利用者数	22,075人	25,257人	30,000人
アウトリーチ事業の実施数	実施なし	4回	5回
美術展の来場者数	1,207人	888人	1,200人

【基本目標2】

文化芸術を支え・育む人づくり



施策(1)文化芸術をつなぎ支える人材を育成する

方向性：市民の主体的な文化芸術活動が活発に行われるよう、「企画・制作する人」や「表現する人」、「参加する人」、「支援する人」など、あらゆる担い手や支え手を育成します。

主な取組① 担い手や支え手の育成・支援

- ・ 市民や文化芸術団体の主体的な活動を推進する。
【取組例】美術展実行委員会・文化協会・生涯学習サークル等の支援
- ・ 市民参加型の文化芸術イベントを推進する。
【取組例】美術展、文化祭、早春コンサート等
- ・ 文化施設等の貸館事業を推進する。
【取組例】文化ホールの貸館事業、まちづくりセンターの貸館事業

主な取組② 市民や団体の連携促進

- ・ 市民や文化芸術団体のネットワーク機能を形成する（コーディネイト、データバンク、人材育成など）。
【取組例】美術展実行委員会・文化協会・生涯学習サークル等の支援
- ・ 市民参加型の文化芸術イベントを推進する
【取組例】美術展、文化祭、早春コンサート等

施策(2)子どもや若者の文化芸術活動を促進する

方向性：本市の未来を担う子どもや若者が、文化芸術に親しみ、楽しむ機会をつくるため、世代に応じた効果的な事業を実施します。

主な取組① 文化芸術に触れるきっかけづくり

- ・ 幼少期や学童期から参加できる文化芸術事業を充実する。
【取組例】親子コンサート、人形劇、青少年美術展、小さな詩人たち事業
- ・ 子どもや若者が文化芸術に触れる体験イベントを推進する。
【取組例】美術展でのパフォーマンス事業
- ・ 新しい文化芸術分野（アニメ、漫画、ストリートダンスなど）を体験できる事業を創出する。

主な取組② 表現する機会の充実

- ・ 子どもや若者が発表し、交流する文化芸術イベントを推進する。
【取組例】美術展、青少年美術展、文化祭、早春コンサート等
- ・ 文化施設等の貸館事業を推進する。
【取組例】文化ホールの貸館事業、まちづくりセンターの貸館事業

主な取組③ 地域・学校等との連携促進

- ・ 学校や地域等へのアウトリーチ事業を推進する。
【取組例】まちかどコンサート、アール・ブリュット展（庁舎、図書館等公共施設）
- ・ 地域の文化芸術団体等と連携し、地域に根ざした文化体験の場を充実させる。
【取組例】文化協会チャレンジ講座の支援
- ・ 学校教育における文化芸術活動を支援する。
【取組例】文化ホールでの合唱コンクール開催

【成果指標】	令和元年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
市民参加型イベント の数	5事業	4事業	5事業
文化ホールでの鑑賞 事業のうち、子ども向 け事業の割合	25.0% (2事業)	21.4% (3事業)	25.0%
美術展の30歳未満の 出品数	10作品	33作品	44作品

【基本目標3】

文化芸術を活かしたまちづくり

10 人や国の不平等
をなくそう



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



施策(1)文化芸術活動情報の収集と発信の充実

方向性：市民がより身近に文化芸術に触れたり、文化芸術を感じることができるように、情報収集に努めるとともに、広報「こなん」やホームページをはじめ、メディア等を活用し、広く情報発信します。

主な取組① 情報の収集と発信の強化

- ・ ホームページ、SNS の活用を強化する。
【取組例】ホームページ・LINE・Facebook・X・こなんいろ等の活用
- ・ 市内の文化芸術情報の収集・発信を強化する（本市にゆかりのある芸術家の紹介、イベント情報など）
【取組例】文化協会情報誌の発行支援、ホームページ・LINE・Facebook・X・こなんいろ等の活用

主な取組② 本計画の周知

- ・ 本計画の概要版を作成し、周知に活用する。

施策(2)関連分野、他分野と連携し、新たな価値を生み出す

方向性：本市の文化芸術活動の更なる活性化を図っていくため、人と人、人と団体、団体と団体をつなぎ、輪を広げ、文化、観光、産業、まちづくり、国際交流、福祉、教育などの各分野との連携を進めていきます。そして、活気と魅力あるまちづくりに取り組みます。

主な取組① 関連分野との連携強化

- ・ 市民や文化芸術団体のネットワーク機能を形成する（コーディネイト、データバンク、人材育成など）。
【取組例】美術展実行委員会・文化協会・生涯学習サークル等の支援
- ・ 民間事業者（プロモーター、劇団、楽団等）と連携・協力した取組を充実させる。
【取組例】民間事業者との共催事業
- ・ 滋賀県公立文化施設協会、県内文化ホールと連携・協力した取組を充実させる。

【取組例】研修会への参加、事業の周知協力

主な取組② 他分野との連携推進

- 市内の各分野と連携・協力した取組を推進する。

【取組例】チラシ・ポスターの配置、まちかどコンサートの会場提供、市内事業者からの文化事業支援

【成果指標】	令和元年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
市SNSを使って発信した文化芸術情報の発信回数	－	4回	30回
文化芸術情報サイトへのアクセス数	－	1,241回	1,600回
民間事業者と連携・協力した文化ホールでの鑑賞事業数	0事業	3事業	4事業

第5章 計画の推進に向けて

1. 各主体の役割

(1)市民に期待される役割

- ・ 市民は、一人ひとりが文化の担い手や支え手であることを自覚し、自主的かつ主体的に文化活動を行うことで、本市の文化振興に寄与することが期待されます。
- ・ 市民は、市内で取り組まれている多様な文化活動を理解、尊重し、世代や地域を超えた市民間の交流を促進するとともに、様々な分野の文化との出会いと交流を深めることにより文化の発展や創造に寄与することが期待されます。
- ・ 事業者や教育機関等、文化に関わる団体は、市民が文化に触れる機会を提供するとともに、文化活動への支援を行うことが期待されます。

(2)市の役割

- ・ 文化芸術を振興するため、方針に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施します。
- ・ 文化振興施策の実施にあたっては、可能な限り市民の意見を反映するよう努めるとともに、観光、子育て、福祉等の文化振興に関わる部局が横断的に連携を密にして進めます。

2. 推進体制

(1)市民、市民団体、事業者、市の協働による推進

本計画に基づく文化芸術振興の推進にあたっては、各主体がそれぞれの立場から役割を担い、協働によることを軸とした取組を進めていくものとします。

(2)文化芸術振興審議会による推進

本計画に掲げる施策の推進については、学識経験者や市民団体等から広く意見を求めることが必要です。市が設置する文化芸術振興審議会に対して、定期的に文化芸術振興施策の推進やその進捗管理に関して意見を求めていきます。

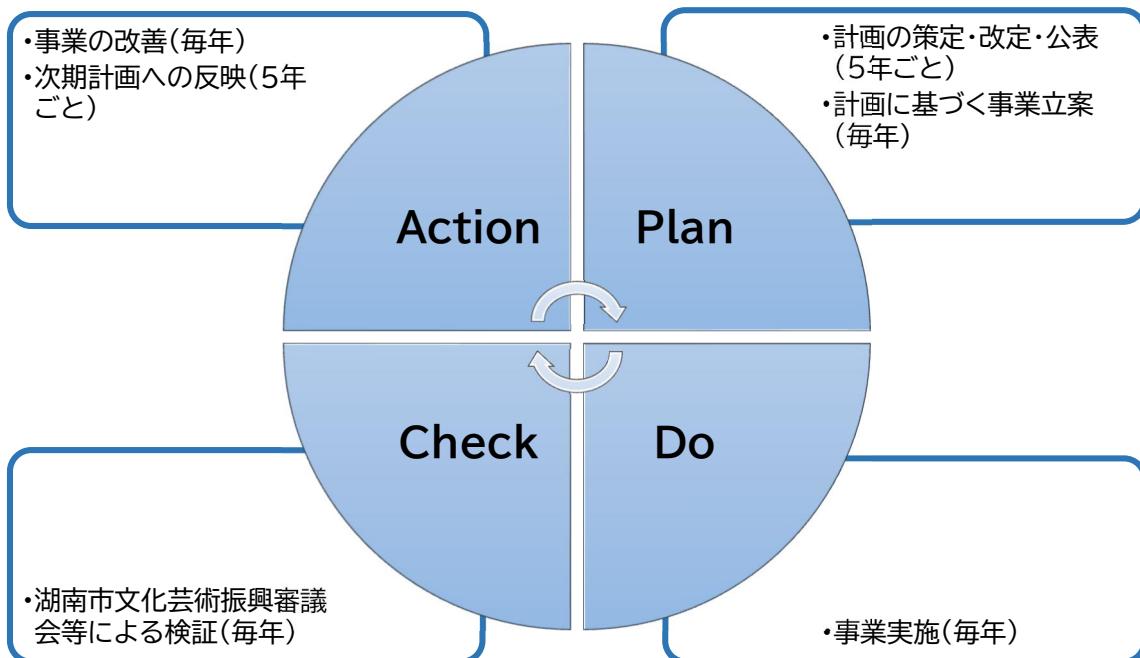
(3)文化スポーツ課

本計画が目指す文化芸術施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、関係部局を横断的に調整する体制を整えるとともに、年度ごとに計画に掲げる施策の取組や進捗状況を把握していきます。

3. 進捗管理

本計画の着実な推進のため、「本市が目指す方向性を示す計画を策定し、広く公表する Plan（計画）」、「事業を実施していく Do（実行）」、「事業結果を確認する Check（評価）」、「評価をもとに計画を見直す Act（見直し）」の PDCA サイクルで進捗管理を行います（図2）。

(図2)



湖南市文化芸術振興計画
令和7年（2025年）3月発行

〒520-3288 湖南市中央一丁目1 番地
湖南市 総合政策部 文化スポーツ課
(甲西文化ホール)
電話 0748-72-2133
FAX 0748-72-7305
メール bunkahall@city.shiga-konan.lg.jp